

事務連絡
令和4年3月11日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

相模原市長 本村 賢太郎
(公印省略)

認定有効期間の半数を超える短期入所サービス利用に係る届出に関する事務取扱について
(通知)

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第38号)及び「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生省令第37号)において、利用者の心身の状況等を勘案して、特に必要と認められる場合を除き、保険給付対象となる短期入所サービスの利用は認定有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならないとされています。

給付適正化の観点から、認定有効期間の半数を超える短期入所サービスの利用が予想される場合、届出に関する事務取扱を定めましたので通知します。

なお、既に認定有効期間の半数を超えて短期入所サービスを利用している場合も、届出をお願いいたします。

【提出書類】

- ・認定有効期間の半数を超える短期入所サービス利用の理由届出書
必要に応じて、聞き取りや追加の資料提出を依頼することがあります。

【留意事項】

・次期有効期間において、おおむね半数を超えることになったときは、再度提出が必要となります。

以上

問い合わせ先
福祉基盤課 指定・指導班
電話 042-769-9226